

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地推薦地地域連絡会議
「沖縄島北部部会」 設置要綱(案)

(目的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地推薦地のうち、沖縄島北部の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地推薦地地域連絡会議」の下に、地域部会として「沖縄島北部部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

(検討事項)

第2条 「沖縄島北部部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地推薦地のうち、「沖縄島北部」の行動計画に関する事項
- (2) 「沖縄島北部」の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 「沖縄島北部部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

(運営)

第4条 「沖縄島北部部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「沖縄島北部部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 「沖縄島北部部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

(事務局)

第5条 「沖縄島北部部会」の事務局は、那覇自然環境事務所、沖縄森林管理署、沖縄県、国頭村、大宜味村、東村によって構成し、対外的な連絡窓口は沖縄県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、沖縄県自然保護課長が務める。

(その他)

第6条 「沖縄島北部部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地推薦地科学委員会や沖縄ワーキンググループをはじめとする科学者、研究者等と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、「沖縄島北部部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

「沖縄島北部部会」構成機関・団体一覧（平成28年10月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県農林水産部森林管理課
沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課
国頭村世界自然遺産対策室
大宜味村企画観光課
東村企画観光課
国頭村森林組合
国頭村商工会
J Aおきなわ国頭支店
国頭村森林ツーリズムWG
大宜味村区長会
大宜味村商工会
NPO法人 やんばる舎
NPO法人 おおぎみまるごとツーリズム協会
大宜味村農業委員会
東村商工会
J Aおきなわ東支店
東村農業委員会
東村区長会
NPO法人 東村観光推進協議会
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学農学部与那フィールド